

福生市立福生第五小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめ」にかかわる問題が社会的にも大きなものと認識され、平成25年9月には「いじめ防止対策推進法」が施行された。本校もこの課題に対応している。

この基本方針は、福生第五小学校において、子供たちがいじめによって心を痛めたり、また人を傷つけたりすることがないようにすることを目的に、全教職員のいじめに関する行動の基本的な考え方として策定したものである。この基本方針に従い、全教職員が対応していくことで、子どもたちの明るい笑顔があふれる学校づくりを進めていきたい。

1 いじめとは何か

前述した「いじめ防止対策推進法」では、いじめについて以下のように定義をしている。

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条 平成25年9月）

この定義に基づいて「いじめ」についてとらえて対応をしていくが、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、事情の調査を行い、児童の被害性に着目して「いじめ」に該当するかどうかを判断する。また、児童から「いじめ」にかかわる訴えがあった場合は、この定義にこだわることなく、真摯に児童の訴えを聞き、対応していく。

2 いじめ防止に向けた基本的な考え方

- (1) 教職員は、いじめは絶対に許されない人権侵害であり、児童の健全な成長及び人格の形成に重大な影響をあたえ、場合によってはその生命や身体に重大な危機を生じさせるおそれもあるものであるとの認識をもち、対応にあたる。
- (2) いじめは、どの学校・どの学級にも、どの児童にも起こりうるものであるという基本認識にたって対応にあたる。
- (3) いじめの問題にあたっては、常に被害者側の視点にたち、「いじめる側にも理がある」というような考え方はしない。
- (4) いじめられている児童については、全力をあげ、徹底して守り通す姿勢をもつ。
- (5) いじめ問題の解決にあたっては、担任等の一部の教員だけでなく、管理職の指示の下、全教職員が解決にあたるようにし、また、保護者や地域住民など、関係者とも連携して解決に取り組む。
- (6) いじめの指導にあたっては、当事者のみでなく、状況を看過している傍観者への指導も徹底する。
- (7) いじめ問題については、発生を未然に防ぐ取組が最も重要であり、日頃から発生の防止に向けた指導の徹底をする。

3 いじめを防止するために

いじめ防止のためには、まず教職員がいじめを絶対に許さないという確固たる信念をもち、児童、保護者と共にいじめを生まない学校の土壌を作っていかなければならない。そのためには、いじめの芽を見抜き、早期に対応し、毅然とした態度でいじめの課題に対応する教職員の資質が身に付くよう、計画的に研修（いじめ総合対策[東京都教育委員会]の活用など）をしていくことが重要である。

その上で、保護者、地域の理解を得ながら、連携した取組を進め、本校に関わる全ての大人がいじめ防止に取り組んでいくことで、児童にもいじめ防止の意識が定着し、未然防止ができるようになるものであると考え。

そのための具体的な取組を以下に掲げる。

(1) 「わかる授業」づくりの推進

「いじめのない学校づくり」(国立教育政策研究所作成のリーフレット)にも、いじめ防止に向けて教師に求められることとして、まず「わかる授業づくり」が掲げられている。すべての児童が参加でき、活躍できる授業が可能になれば、学力向上はもとより、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながるであろうという考えである。本校でもこの考えに立ち、全ての授業で、子供たちがわかることを実感しながら、主体的に学習に取り組むことができるような授業づくりを進めていく。

(2) 学習規律の徹底

わかる授業を成立させる上で、学習規律は重要なものである。チャイム着席から始まり、毎時のしっかりしたあいさつや授業中の姿勢や態度、発言のルールなどについて徹底を図る。特に、他の児童の発言に対するからかいやひやかしなどについて、毅然とした指導をしていく。

(3) 学級集団づくり

全ての児童が所属する学級に帰属意識をもち、学級内に自分の居場所を感じることができるような学級集団を作るよう努める。担任の指導の下、すべての児童が上下関係のない平等な人間関係の中で、互いの考えを言葉で伝え合い、改善をはかっていけるような学級集団づくりに努める。

(4) 人権教育・道徳教育の推進

いじめに限らず、自分の大切さや他の人の大切さを認めることができるような人権感覚が児童一人一人に身に付けられるよう、「道徳の時間」を中心に全教育活動を通して人権感覚を養う指導を計画的に実施していく。

(5) 社会体験・自然体験・交流体験の充実

学校内だけでなく、様々な場面で、様々な人から学ぶ機会を計画的に提供し、生命を尊重し、社会性豊かな児童の育成を図れるよう、計画的に指導する。

(6) 保護者・地域への情報提供と啓発活動

いじめ防止について、学校だけでなく、保護者や地域の皆さんにも同一歩調で関わっていただけるよう、日頃から学校でのいじめに係わる指導についての情報を広く提供すると共に、「いじめ」に対する共通理解を図れるよう、『保護者プログラム』(いじめ総合対策[東京都教育委員会]に掲載)を実施する等による啓発活動を進める。

4 いじめの早期発見・早期対応に向けて

いじめの未然防止の取組にもかかわらず、いじめが発生してしまう場合もありうる。その際、問題を早期に見付け、課題を確認し、早期に解決に向けた対応を進めていくことが重要である。不登校等の課題に発展してしまうことがないよう、時を置かず指導をしていくことが、本校の基本的な考え方である。

(1) 早期発見に向けて

以下のような取組を通し、早期の発見に努める。

- ・日頃の児童観察・・・各担任を中心に、日頃から児童と共に過ごす機会を積極的に設け、課題把握に努める。特に休み時間や放課後、清掃の時間などの機会に子供の様子に注意する。
- ・いじめアンケートの活用・・・6、11、2月に設定されている「ふれあい(いじめ防止)月間」に合わせて実施している「いじめアンケート」について、一つ一つ丁寧に内容を検討し、可能性のある者については面談を実施するなど、発見に努める。

- ・保護者によるいじめ情報の把握・・・保護者会やおたよりを通して、保護者には日頃から子どもの様子に十分注意をし、変わったことがあれば学校に相談していただけるよう働きかける。

(2) 相談活動の充実

- ・教職員と児童の信頼関係の構築・・・児童が教職員に進んで相談することができるように、日頃から信頼関係の構築に努める。
- ・担任等による面談・・・定期的に教育相談の機会を設け、全児童を対象とした個別の面談を実施し、情報の把握に努める。また、各担任は日記や連絡帳、生活ノートなどを通して児童の生活の状況や精神的な状況についても把握に努める。
- ・スクールカウンセラーの活用・・・スクールカウンセラーは、児童が悩みを相談できるような教育相談室経営を進めるとともに、可能な限り児童観察を行い、いじめの兆候等が認められた場合には直ちに担任、教育相談担当等の教員に伝えられるよう、状況把握の体制を整えておく。

(3) 早期解決に向けて

- ・事実関係の把握・・・教員が気付いたり、アンケート調査により明らかになったりした「いじめ」については、後述する「いじめ防止対策委員会」に報告し、全校的な体制で被害者、加害者はもちろん、関係する児童から聞き取りを行い、正確な実態把握を行う。
- ・被害児童へのケア・・・被害を訴えた児童については、担任はもとより、養護教諭、スクールカウンセラーが連携し、十分に心理的なケアを行う。
- ・保護者への連絡・・・いじめの事実が確認されたときは、被害児童、加害児童の保護者に連絡し、緊密な連携の下、課題の解決に当たる。
- ・児童への指導・・・「いじめ」の問題が明らかになったら、加害児童については、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、いじめがどれだけ人を傷つけるかということについて気付かせ、二度と繰り返さないよう徹底した指導を行う。また、他の児童にも、いじめの問題を自分自身の問題と受け止め、加担したり見過ごしたりしないような対応ができるよう指導をする。

(4) 特に配慮が必要な児童への対応

- ・日常的に、保護者と連携して特に配慮が必要な児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。また、周囲の児童に対して必要な指導を行う。

5 いじめの解消

次の二つの要件が満たされている場合、いじめが解消している状態と判断する。

(1) いじめに係る行為がやんでいること。

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）がやんでいる状態が3か月継続していること。ただし、いじめの内容によっては、より長期の期間を設定する。行為がやんでいない場合は、改めて期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめが解消されたか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 重大事態の対処

(1) 重大事態とは

「いじめ防止対策法」第28条に基づき、次のいずれかに該当する場合を指す。

- | |
|--|
| (1) いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第28条第1項第1号）。 |
|--|

- (例) ア 児童・生徒が自殺を企図した場合
- イ 心身に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第28条第1項第2号）。

- ・「相当の期間」とは年間30日を目安とするが、児童の状況等に応じて学校の判断により迅速に調査を始める場合もある。

(2) 重大事態に対する対応

いじめへの対処と同種の事態の再発防止のため、次のような対応を行う。

- ア いじめられた児童の安全の確保
- イ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ウ 関係機関、専門家等との相談及び連携
- エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合の警察との連携
- オ 事実関係を明確にするための調査の実施又は教育委員会が行う調査への協力

(3) 重大事態の調査を行うための組織

学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処と同種の事態の再発防止のために、次の組織が調査を行う。

- ア 学校いじめ対策委員会は、事実関係の確認のために調査を行う。
- イ 福生市教育委員会いじめ問題対策委員会は、事実関係を明確にするための調査と重大事態への対応策といじめの再発防止策を検討する。
- ウ 福生市いじめ問題調査委員会は、上記調査の結果についての調査（再調査）を行うことができる。

7 校内体制について

「いじめ防止対策法」第22条に基づき、校内にいじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置し、活動する。

(1) 委員会の構成員は以下のとおりとする。

- 校長 ○副校長 ○生活指導主任 ○養護教諭

(2) 同委員会には、必要に応じて以下のメンバーも参加する。

- 各担任を始めとした本校教職員
- スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー

(3) 同委員会は、本校におけるいじめ防止に関する事項、いじめに関わる情報の把握、児童、保護者等へのいじめ防止に関わる啓発等を行う。

(4) いじめに関する相談があった場合は、当該担任を加え事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議し、全校の取組の方針を決定する。

(5) いじめに関わる本校の取組に対する学校評価を受け、次年度の取組に向けた改善計画を示す。

おわりに

「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定 平成29年3月14日）の改定と「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）の策定を踏まえ、「学校いじめ防止対策基本方針」の改訂を行った。福生第五小学校は、本基本方針に則り、全ての関係者の連携により、「いじめ」の未然防止に努め、児童が楽しく通い、成長できる学校づくりを進めていく考えである。